

## 第 4 期島根県障がい福祉計画（案）の概要について

### 1. 基本的事項

#### (1) 計画の位置づけ

障害者総合支援法に基づき、国の基本指針に即して、障害福祉サービスについて具体的な成果目標やサービス見込量を定めるもの。全国のサービス量を見込むため、都道府県と市町村に計画策定が義務化されており、このたび、平成 27 年度から 3 年間の第 4 期計画を策定するもの

#### (2) 基本的な考え方

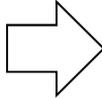
障がいのある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるようなサービス提供体制の整備を図る

- ① 県内どこでも必要な障害福祉サービスを確保
- ② 施設入所・入院から地域生活への移行を推進
- ③ 福祉施設から一般就労への移行を推進

### 2. 成果目標を定める取組

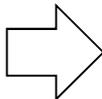
#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- 身近な地域で相談支援を受けることができる相談支援体制の充実
- 訪問系サービスや日中活動系サービスの提供体制の整備
- グループホーム等の住まいの場の整備

	平成 25 年度		平成 29 年度
地域生活移行者数(※)	523 人		641 人
(※) 平成 17 年度からの累計		(+118 人)	

#### (2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

- 相談支援の充実や精神疾患への正しい理解の促進により、早期かつ適正な医療の受診を推進
- 退院後生活環境相談員等と連携し、入院時から早期退院を促進
- ピアサポーターを養成し、病院へ訪問のうえ退院に向けた相談を実施
- グループホームの整備や賃貸住宅への入居支援など退院後の住居を確保

	平成 24 年度		平成 29 年度
入院後 3 か月経過時点の退院率	60.6%		64%
入院後 1 年経過時点の退院率	88.2%		91%
在院期間 1 年以上の長期在院患者数	1,336 人		1,100 人

(3) 障がい者の地域生活の支援 <新規>

○地域の実情に応じた地域生活支援拠点の整備を促進

	平成 25 年度	➔	平成 29 年度
地域生活支援拠点(※)	—		15 箇所

※グループホーム等の居住支援機能に、相談支援機能や緊急時対応機能を付加したもの

(4) 福祉施設から一般就労への移行

○障害者就業・生活支援センターを中心とする福祉・労働・教育等の関係機関との連携を強化

○知識・技術を習得するための委託訓練や短期間試行雇用事業の推進

	平成 24 年度	➔	平成 29 年度
一般就労移行者数	73 人		135 人

3. 障害福祉サービス等の見込量

市町村において、障がい者や事業所へのアンケート等により地域の実情やニーズを把握したうえで、設定されたサービス見込量を積み上げたもの

		見込量 (29 年度)	(参考) 26 年 9 月実績
訪問系サービス	居宅介護、行動援護等	1,581 人	1,265 人
日中活動系サービス	生活介護、就労継続支援等	6,077 人	5,164 人
	療養介護	296 人	279 人
	短期入所	389 人	311 人
居住系サービス	グループホーム	1,433 人	1,197 人
	施設入所支援	1,268 人	1,333 人
相談支援	計画相談支援	2,094 人	1,815 人
	地域移行支援	59 人	10 人
	地域定着支援	116 人	79 人
障がい児支援	通所(児童発達支援等)	1,097 人	785 人
	入所(福祉型障害児入所支援等)	125 人	129 人
	相談支援	392 人	311 人

(注) 単位は月間の利用人数